

下環環第91号
令和元年11月 8日

静岡県知事 川勝 平太 様

下田市長 福井 祐輔



「(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書」
に関する意見について (回答)

令和元年10月24日付け環生第241号により照会のありました件につきまして、静岡県環境影響評価条例第14条第2項の規定による環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出いたします。

(仮称) 静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書に関する意見

1 総括的事項

本事業は、河津町域内の 80ha の山林のうち 42ha を伐採し、約 40ha のソーラーパネルを設置して最大 26,000kw を発電する太陽光発電所を建設する事業である。

対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）は河津町域内に位置しているが、下田市と河津町の境界に近接しており、実施区域の北側から西側の周辺を囲むように普通河川稻梓川が流れ、市町の境界をまたいで下田市域で二級河川稻梓川に接続し、さらに二級河川稻生沢川に合流し、下田湾に注いでいる。

実施区域から流出する雨水排水等は、その多くが稻梓川に流入し、下流の下田市域に対しても影響を及ぼす可能性があることが強く懸念される。方法書手続において、実施区域と直接関連ある川として稻梓川を示しているにもかかわらず、縦覧手続において事業者が環境影響を受けると認められる地域から下田市を除外したことは、その可能性を軽視しているものと考えざるを得ない。

これを踏まえ、本事業の実施に当たっては、実施区域及びその周辺に加え、下田市域にも環境影響が及ぶとの認識のもと、市域へ及ぼす環境影響評価項目を見直し、適切に予測、調査及び評価を実施すること。また、下田市域内の河川や下田湾への影響が懸念されることから、稻生沢川非出資漁業協同組合、伊豆漁業協同組合に対して事業内容の説明や周知を十分に行うとともに、下田市及び市内の地域住民及び地元の関係団体に対しても積極的な情報の提供と丁寧な説明を行い、十分な理解、合意を得るように努め、地域住民への生活環境への影響を可能な限り回避又は十分に低減し、環境保全等に対し必要な措置を講ずるよう十分に配慮すること。

2 水環境

実施区域と直接関連する河川である普通河川稻梓川は、二級河川稻梓川の上流に位置し、下流には下田市水道水源保護条例で定めている水源保護地域があり、二級河川稻生沢川と合流し、下田湾に注ぐ。下田市の水道は、二級河川稻生沢川より落合浄水場で表流水と伏流水を取水しているため、河川に影響が生じることが無いように、工事中及び供用後も、河川の水質や水量、雨水排水等による河川への濁水の流出についても適切に調査、予測し、評価を示し、必要な対策を講ずること。

3 地盤

太陽光発電設備の設置工事の実施に伴う森林の伐採、土地の改変による土砂の流出、濁水の発生による河川・湧水・地下水等への影響が懸念されるため、地質調査を行う等地盤の状況を把握し、地形、地質、土地の安定性についても適切に調査、予測し、評価を示し、必要な対策を講ずること。

4 法令遵守

法令、県並びに河津町の条例・要綱のほか、下田市環境基本条例、下田市水道水源保護条例、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例等下田市の関連条例・要綱等についてもその趣旨を汲み取り、遵守すること。